

# 生成 AI を教育活動に利用する場合の留意点について

令和 7 年 7 月 深川市教育委員会

学校は、生成 AI を各教科や特別活動で児童生徒が利用する場合は、次の点について、十分に留意し、学校と保護者で共通理解を図りながら有効利用させることが大切です。

## 1 利用の目的を明確にすること

- 学習指導要領に示す資質・能力の育成に寄与すること。
- 教育活動の目的を達成するための効果的な手段であること。
- 児童生徒の情報モラルを含む情報活用能力を育成すること。

## 2 事前の準備を確実に行うこと

- 教員は、事前に利用するアプリや利用方法について学校長に説明すること。  
校長は、教育委員会（以後「市教委」）に利用するアプリ及び利用方法について相談した上で、教員に利用を許可すること。
- 教員は、事前に文部科学省・北海道教育委員会等の資料をもとに、生成 AI の特性や学校で利用する場合の留意点について十分に自己研修をしておく。

（以下の資料を参考にする）

- ・文部科学省のガイドライン

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/other/mext\\_02412.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/other/mext_02412.html)

【※P25 の「児童生徒が学習場面で利活用する際のチェック項目」を活用すること】

- ・北海道教育委員会生成 AI 利活用ガイドブック

<https://www.ictkensyu.hokkaido-c.ed.jp/ict/ai/250131aiguidebook.pdf>

- 発達段階や情報活用能力の育成状況に応じた活用範囲や方法を検討すること。  
なお、利用する学年は、当面、小学校第 4 学年以上とする。
- 児童生徒に生成 AI の特性や使い方、メリットやデメリットについて以下の点などを十分に説明する。
  - ・第一に、自分の意見や考えを必ずもち、生成 AI は補助的、支援的に使用すること。
  - ・第二に、生成 AI で出力された情報の正確性や偏りについて判断させ、不正確な情報を鵜呑みにせず参考として扱うこと。
  - ・入力する指示文（プロンプト）に個人情報を入力してはならないこと。

- 作文や感想文、研究発表物等について、生成 AI による生成物をほぼそのまま自分の成果物として提出してはならないこと。
- 著作権の侵害につながるような使い方をしないよう十分に指導すること。  
【小学校で活用する場合は「事例で学ぶ Net モラル」のアプリ上の「情報の信ぴょう性（A-26）」「個人情報の取り扱い（A-42）」を事前に視聴すること】

### 3 利用アプリについて

- 利用規約や年齢制限の有無について確認し、遵守すること。
- 利用日時を限定し、校内のみで使用する。
- 児童生徒の個人情報の登録が発生しないものであること。

### 4 保護者との連携について

- 保護者に生成 AI の学校での利用範囲について事前に説明すること。
- 利用規約に沿って、必要に応じて保護者から許諾をとること。
- 家庭のパソコン等での生成 AI 利用については、保護者の責任のもとに行うこと。

### 5 実際に利用する上で留意すること

- 個人情報やプライバシーを保護する観点から、入力した指示文（プロンプト）の内容が生成 AI に機械学習されないよう、オプトアウトの設定を行うこと。
- 利用するアプリについては、市教委と情報交換するとともに、不明点がある場合はすぐに ICT 支援員や市教委に相談すること。
- 授業での活用事例については、先行事例などを十分検討し、児童生徒の学習等に有効利用されるよう、指導を工夫すること。
- 教員は、個人情報の入力による情報漏洩などのセキュリティ事故が発生、または、事故のおそれがある時には速やかに校長に報告すること。校長は、速やかに教育委員会教育部長に報告し、指示を仰ぐこと。

（授業実践の参考）

- 文部科学省リーディング DX スクール指定校実践事例・動画

<https://leadingdxschool.mext.go.jp/achieve/ai/>